

第 8 回長崎県県庁舎整備懇話会

日 時：平成 21 年 1 月 24 日（土）

9：30 ～10：50

場 所：榑長崎タクシー会館 4 階大会議室

○知事公室企画監 皆さん、おはようございます。早朝からどうもありがとうございます。予定の時間となりましたので、「第 8 回長崎県県庁舎整備懇話会」を始めさせていただきますと思います。

知事公室企画監でございます。事務局から若干ご説明をさせていただきます。

まず、配付資料でございますが、本日の資料は、お手元の配付資料一覧のとおりでございますが、委員の皆様方に事前に 1 月 20 日付の案ということでお配りをさせていただきました。その後、ワープロミス等一部修正を加えてございます。ということで、本日改めて机の上に配らせていただきました。

事前配付と本日お配りしたものと修正点につきましては、1 枚紙の事前配付した会長（案）からの修正内容一覧というものをつけさせていただいてございます。基本的にワープロミス、あるいは事実関係の整理のミスというものを正したものでございますので、ご了承いただきたいと思ひます。

本日の会議、会場としては 12 時 30 分ごろまでを準備してございます。よろしくお願ひいたします。

それから、毎回でございますが、報道機関の皆様へのお願ひでございます。7 月の第 1 回目の懇話会で皆様でご協議いただいたとおり、審議の際の写真撮影、テレビ撮影はご遠慮いただくということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、会議を開催いたします。

吉次会長に会議の進行をよろしくお願ひいたします。

○会長 皆様、おはようございます。

ただいまから、「第 8 回長崎県県庁舎整備懇話会」を開催いたします。

委員の皆様方には大変ご多忙の中にご出席賜りまして、心からお礼申し上げます。

去る 7 月 12 日に開催、設置いたしましたこの懇話会は、本日が第 8 回の会議となります。これまで現在の庁舎が抱える課題を踏まえながら、県庁舎の整備手法や建設場所、県庁舎のあるべき姿、規模、機能など、知事から諮問を受けました事項につきまして、熱心なご審議をいただきましたところでございます。

そして、前回の会議におきまして、これまでの議論を踏まえ、懇話会として、「長崎魚市跡地に新庁舎を建設する」との意見でまとめる旨の整理をさせていただきました。

そこで、本日は、前回の会議でお伝えいたしましたように、「知事への提言（案）について」の審議を行いたいと思ひます。

提言（案）につきましては、委員の皆様方のご意見をもとに、私と副会長で作成いたしましたものを会長（案）としてお示ししたところでございますが、その提言（案）につきまして、ご議論をお願ひしたいというふうに思ひます。

なお、できますれば本日の会議で提言として取りまとめが行えれば幸いと思ひておりま

すので、あわせてよろしくお願いを申し上げます。

また、本日、ご欠席の委員の皆様には提言案の内容を事前に説明し、取りまとめについて、私、会長に一任をいただいております。

以上でございます。

それでは、早速でございますが、議事に入らせていただきます。

まず初めに、「知事への提言の会長（案）」につきまして、事務局から説明を行っていただきます。

○知事公室長 皆様、おはようございます。

それでは、お手元の資料 4「『長崎県庁舎の整備に関する提言』のポイント（案）」、それと資料 5 につきまして説明をさせていただきます。

まず、お手元の資料 5「長崎県庁舎の整備に関する提言（案）」をお取りいただければと思います。一応これをご説明いたしまして、最後にポイントに戻っていきたく思います。

おめくりをいただきまして 1 ページには、吉次会長の、「はじめに」という談話がございます。

おめくりいただきまして目次がございます。この目次で全体の概要をご確認いただければと思いますが、1 ページから 7 ページまでが提言、それから、9 ページが懇話会での検討状況、開催状況等でございます。13 ページには、皆様からいただきましたいろんなご意見を 27 ページまでにわたって網羅をさせていただいております。29 ページ以降は資料になりますが、設置要綱、委員名簿等でございます。43 ページ以降に、これまでの懇話会において県から提出をさせていただいた資料について再度、ひとまとめにして、まとめさせていただいております。最後に 159 ページには、「県庁舎整備計画を考える会」からの代案についても載せさせていただいております。以上のような構成になっております。

早速、「提言」のところをご覧くださいと思います。

それでは、提言の 1 ページでございます。まず、一番最初の頭書きのところでございますが、1 行目から 3 行目にかけて、平成 8 年以降の経過について若干整理をしております。4 行目以降は、当懇話会の位置づけについて触れております。「その結果、下記のとおり提言する。」ということで、まず、現庁舎の現状認識でございます。第 1 段落目は、老朽化、狭隘化、分散化等に伴う課題を記載いたしております。

2 つ目の段落は、視察をしていただきました九州各県の県外視察の結果を踏まえた精査をさせていただいております。

3 つ目の段落は、耐震改修の課題についての整理をさせていただいております。

このようなことを受けて、下 4 行でございますが、「このような課題を解決するためには、県庁舎及び警察本部庁舎の整備を早急に行うことが不可欠である。また、整備にあたっては、長崎県民の視点に立ち、末永く県民に親しまれ、県全体の振興に繋げることを念頭において、進めて行く必要がある。」という整備の必要性を整理させていただいております。

2 ページにまいりまして、まず、「県庁舎の整備の方法」について冒頭まとめさせていただいております。

「整備方法については、大別して現庁舎の耐震改修を行う方法と新たな庁舎を建設する

方法が考えられるが、それぞれの方法の事業内容や事業費、メリット・デメリットなどについて検討を行った結果、現庁舎の耐震改修は下記の理由から困難であると判断し、新たな庁舎の建設が適当であるとの結論に達した。」という整理をさせていただいております。「耐震改修が困難であると判断した主な理由」を列挙させていただいております。

2 ページの中ほどに、「県庁舎の建設場所」の問題でございます。

「新庁舎の建設場所については、現在地、長崎魚市跡地、県央地域について検討を行い、現在地や県央地域を推す意見もあったが、下記の理由から、長崎魚市跡地が適当であるとの結論に達した。」という整理にしております。

以下、「長崎魚市跡地が適当であると判断した主な理由」を列挙しております。

3 ページにまいります。この理由の中で、3 ページの下から 2 つ目、「○」としては一番最後の「○」でございますが、ご議論がございました県央地域の利点についても整理をさせていただいております。「最終的に建設候補地とはならなかった。」という整理をさせていただいております。

なお、「※」として、地元商店街や自治会で構成される「県庁舎整備計画を考える会」から提出された現在地の建替えの代案についても検討を行っていただきました。「下記の理由などから現実問題として厳しいと判断した。」という整理をさせていただいております。

4 ページでございます。「県庁舎のあるべき姿と備えるべき機能」。前段に、「県庁舎と警察本部庁舎は、県政推進の中核をなす施設であり、末永く県民に親しまれ、県民の安全・安心な暮らしを守ることを目指し、将来の行政需要の変化に柔軟に対応できる機能を備える必要がある。

このような観点に立って、他県の事例も参考にしつつ、次のような機能を基本として整備を進める必要がある」ということで、まず、大きな問題としてご議論がございました道州制に関して、「なお、道州制が導入された場合であっても、道州の中での新たな一極集中を避け、適切な機能分担のために長崎の拠点が必要であり、その受け皿となる庁舎の整備は不可欠である。このため、道州制など将来の新たな行政ニーズや今後の民間活用に柔軟に対応できる施設とする必要がある。」という整理をしております。

また、財政の問題でございます。「また、整備にあたっては、長崎県を取り巻く経済情勢や県の財政状況がますます厳しくなる中であって、国庫補助金等の財源確保に努めるとともに、事業規模や事業費の圧縮を図り、県庁舎建設整備基金を有効に活用するなど、本県財政への負担の軽減に努める必要がある。」という前段の整理をした上で、まず、4 ページで、「効率性・利便性等の基本的な機能」として、①執務環境、業務スペース、②環境への配慮、③県民の利便性の向上、県内全域からの利便性の配慮ということで駐車場の問題、わかりやすさ、5 ページにまいりまして周辺道路や敷地への進入、それから④情報化時代への対応等々、委員の皆様からいただいたご意見を集約させていただいております。

「(2)防災・防犯のための機能」、この点についても多くのご議論をいただきましたので、①防災拠点としての機能、②防犯・交通安全のために迅速かつ的確に対応できる機能を挙げさせていただいております。

「(3)交流のための機能」につきましては、まず、①で「人」と「もの」の交流拡大の

ための機能ということで、県民の交流の機能、あるいは（イ）情報発信機能等を挙げております。

6 ページにまいりまして、機能として国際化のご議論もございました。（ウ）国際化の窓口となる機能でございます。

それから、②高齢者・身体障害者等に配慮したユニバーサルデザインについての整理をさせていただきました。

「(4)シンボルとしての機能」も整理をさせていただきました。

「(5)まちづくりのための機能」についてもご議論を多くいただきました。「周辺のまちづくりとの調和やまち全体を活性化するためのきっかけづくりとして、長崎県の未来につながる魅力ある総合的なまちづくりのために、長崎の都市間競争力を高めていくことが重要であること。そのために、今後、まちづくりのグランドデザインを描く中で、県庁舎整備を新しいまちづくりの一翼を担うものとして位置付け、例えば駅周辺整備との連動、新幹線駅と離島を結ぶ交通手段の確保など、長崎のまちの魅力と交流機能を高め、ひいてはその効果を長崎県全体に波及させるきっかけとすることを目指して検討を行うこと」という整理をさせていただきました。

最後の段落では、「国の「都市再生緊急整備地域」の指定を視野に入れて進めることが望ましいということ」を付記させていただいております。

「4 県庁舎に必要とされる規模」でございますが、「道州制の動向、社会情勢の変化を踏まえて、職員数など適正な規模となるよう、今後さらに検討を深めていくこと」と、「建設形態について、今後の社会情勢を考慮しながら、様々な可能性を検討していくこと」という整理をさせていただいております。

最後に7 ページでございますが、「(1)事業手法の選定」については、「選定に当たって最も適切な事業手法を選定すること。なお、事業手法の選定に当たっては、地域経済の活性化に寄与するよう、できる限りの配慮を行うこと」、地域経済活性化のご議論もありましたので、付記をさせていただいております。

「(2) 現庁舎の跡地の活用」でございますが、「県庁舎移転後の跡地の活用については、まちなかの活性化や観光振興等を図る観点から、出島の復元や周辺の景観との調和を図り、地元長崎市の発展だけではなく、長崎県全体の振興に繋がるよう、地元長崎市と一緒に検討を行っていくこと」という整理をさせていただいております。

最後に、「学校の耐震化の促進」についてもご議論をいただきましたので、これにつきましても、「学校の耐震化にも県庁舎整備と並行して積極的に取り組むこと」という整理をさせていただいております。

以上の提言のポイントをまとめましたものが、資料の4 ということで整理をさせていただきました。

「現庁舎の耐震改修及び現在地での建替えは困難であると判断し、魚市跡地での新庁舎の建設が適当であるとの結論に達した。」ということに加えまして、財政の問題、道州制など、新たな行政ニーズへの柔軟な対応、備えるべき機能、規模、総合的なまちづくり、跡地の活用、学校の耐震化の促進といったような全体的、総合的な提言になっておるということをポイントにさせていただいているところでございます。

以上、ご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、これから審議に入りますが、報道機関のカメラマンの皆様には恐れ入りますが、退室をお願いいたします。

(報道カメラマン退室)

それでは、議題「(1) 知事への提言(案)について」の審議を行います。

提言(案)につつまして何かご意見等はございませんか。

○委員 これまで議論された内容というのはほとんど網羅されていると思うんですけども、最後の整備のところですけども、3点ございます。

「1 県庁舎の整備方法」、これは耐震改修を行う方法と新たに庁舎を建てる方法というふうになりますけれども、前回の議論の中で凍結と、何もしないという案もたしか出ていたと思います。それも含めて記載をお願いしたいというふうに思います。

それから、場所の関連ですけども、場所は魚市跡地と同様に現地での建替えというのも当然出てきたわけですね。それは考える会の案というのが出てきたわけですから、例えばここの中の大きい「2 県庁舎の建設場所」という章の中に黒いゴシックで、「魚市跡地と同様に現地での建替え案」ということもやっぱり入れて、これはきちんと記載をしていただきたいというふうに思います。

それから、考える会が出された案というのは、附属的に扱われていますけれども、これは魚市跡地の新築案と同様に等しく扱うべきではないかというふうに考えます。

最後に、もう1点ですけども、我々委員は全員、A4のフォームでレポートを提出させられましたけれども、あれは全員の分を、37名分を1人1ページでこれに記載をしていただきたい。一応私が書いた文もこの中に入っているんですけども、全体がばらばらになってさっぱりわからないんですよ。だから全員の案をきちんと1人1ページでこの中に入れていただきたいということです。

以上です。

○会長 今の、まず1番目は何だったですかね。

○委員 1番目は、整備方法の中には凍結という意見も出たと思います。

○会長 それから、建設場所については、現在地での建替えですか。

○委員 そうです。

○会長 これは、提言(案)でございますから、最終結論を出すわけなんですね。ですから、そういったご意見は後の方の懇話会での検討状況の中での一つの意見としてそれぞれ挙げております。そういった2つを並列して提言することというのはどうだろうかと思っております。ですから提言としては、もう結論を出す。ですから、今おっしゃったようなご意見はいろいろございました。それは、一つの参考資料としてここに掲げているというふうに私は思っております。当局、どうですか。

○知事公室長 現在地の案につつましては、2ページの「県庁舎の建設場所」の「長崎魚市跡地が適当であると判断した主な理由」というところにも触れております、提言といたしましては。そして、これまでの議論の経過につつましては、委員さんからの意見の欄につつまして、これまでの経過も含めてかなり詳細に挙げさせていただいております。

また、同様に、委員さんの意見をいただきましたが、あれにつつましても、これまでの懇話会の議論の中でのご意見に補足してご意見をいただければということでお出しをい

ただいておりますので、この委員からの意見につきましては、これまでの懇話会の中のご意見とご提出いただきましたレポートを総合して挙げさせていただいております。

そういう意味では、いただきましたレポートにつきましては、これまでの議論との重複のところは避けて、全体的にこの意見の中に含まれておるような整理をさせていただいております。

○会長 何かございますか。

○委員 提言の方法なんですけれども、この中で議論されたのは、例えば建設場所にしても、現地もあれば、魚市跡地もあれば、県央というのでも出たわけですよね。それらを全部きちんと書いた上で、最終的には魚市跡地が大方の意見であったというふうにまとめていただきたいと思うんです。だから一番多かった結論だけを書くというのはちょっとどうかと思うんです。議論というのは、あくまでも答申というのは、これだけのことを議論しました。その中でこれが一番多かったというような書き方じゃないかと思うんですけれども。

○会長 これは提言でございますから、最終の結論を提言するんですね。ですから、それに伴ういろんなご意見がございました。だから例えば「現庁舎の跡地に関する意見」というのも出ておりますが、そういったことで、皆様方のいろいろなご意見は、この提言の後の方の懇話会での検討状況という中にもいろいろ出ておりますし、その後の資料等につきましても、それぞれ意見につきましては、一応参考資料といえますか、そういった意見があったということはつけておるわけでございます。ですから…（「関連しますので」と呼ぶ者あり）

○委員 提言書が送られてきまして読みましたが、7月12日の夏の暑い時から、今日は底冷えのするような時まで本当に長い長い、これだけ反対だとか、あいつは元気に言っているというふうに言われますけれども、一生懸命勉強しまして、前日から資料の下見とかしながら、本当にいい勉強をさせていただきました。

提言書を熟読しまして、委員と少し関連しますけれども、前回の議事録までは、「長崎魚市跡地という意見が大方を占める」という表現までだったわけですが、議事録に間違いなく書いてあります。この提言は、「魚市跡地が適当であると判断したという理由……」ということなんです。

私は、もともと反対派だからということではなくて、これだけの大事な、長崎県民にとっても大事な問題、もちろん、老朽化、狭隘化、いろんな問題があるということは私のお膝元ですから知っていますし、その後も何十回も見に行きましたから理解はしていますが、いきなり半年間の議論というものを、前回の議事録では「大方を占めた」というところから「適当である」というふうに会長が提言をなされた明確な理由をお尋ねしたいと思いません。

○会長 議事の進行といたしましては、皆様方のご意見を承りながら、大方そういったことで進めて、いわゆる進行の方法といたしまして、そういったことで進めてまいったわけでございます。

最終的に提言を行う場合には、大方ということではなくて、やっぱり明確な方向性を示さなければ提言としてはどうだろうかという感じが私はいたします。そういったことで明

確な方向性を示す必要があるということで、このような結論に達したということで提言を締めくくっているわけでございます。

○委員 平成5年に「県庁舎特別懇談会」というもので提言を出された資料を私は最初から読ませていただいております。この時も委員の皆さん、非常に苦慮しながら、ましてや、その時には現在地というものを推す声が多いという、この中で「県庁舎として望ましい建設場所」ということで、たった4行ですから読み上げますが、「新県庁舎の建設場所については、現在地を基本とするが、魚市跡地や行政区を超えた新たな発想をすべきなどの議論もあり、県民の理解を得るため、警察棟の建設場所や仮庁舎の問題、さらに建設コストの問題を含め十分な検討を加えて決定されることを希望する」という提言が出されております。

なおかつ、今回の資料には、この懇談会の部分は飛ばされておりますが、今までの経緯ということの中で、県議会の特別委員会の委員長報告が資料としてついているようですが、この特別委員長の報告ですら、「魚市跡地を建設候補とする意見が大勢を占めたが」というような表現であります。

なぜ今のような、百年に一度という経済状態、確かに、平成5年とか8年から年月はたったといえども、これだけの財政状況の中で、これだけの明確な、「適当である」と、そして、「建設推進である」というようなことをおっしゃられるのか。いま一度、この経済状態というものを考えて、そして、現地建替えというのはかなりの部分、難しいというふうに言っておられますが、実際にもう少し状況を見るとか、道州制の行く末を見るという結論は出なかったんですか。そこら辺のところを会長、この提言を出されるに当たって、今までの懇談会の提言とか、特別委員会の資料とか、そこら辺のことまで含めて、なおかつ、今という状況を含めて会長のご見解をお願いします。

○会長 この懇話会は、県の方から私どもに諮問があっているわけですね。ですから、その諮問に対して答えるわけでございまして、これを私どもが提言をいたしまして、後は県の方で、議会の方にも出されまして、その時期はどうなるかわかりませんよ。5年先になるのか、10年先になるのか、あるいはまた、直ちに2年先にされるかどうかわかりませんが、我々としては、県庁舎のあり方として、このような結論に達したということなんです。建設の時期だとか、今の経済状況どうのこうのと、それはまた別途検討されるんじゃないでしょうか。だから、そこまで我々が具体的に庁舎がいついつ着手すべきだとか、その辺までは必要ないわけでございますので。庁舎として将来を考えて、どこが適当であるかということ提言案としようということの結論に達したということなんです。

○委員 提言の中に時期とかそういったことに関しては、「慎重にご検討していただき、議会等に検討していただきたい」ということを付記されますか。

○会長 いえ、これは今提言されているとおりでございます。それは、後、県の方でご検討いただくでしょう。そういったことでございます。

○委員 会長がおっしゃっているのがよくわからないんですよ。とにかくこの懇話会の中でいろんな議論がなされた。「大方の意見として魚市跡地での新築」という議論が結論づけられた、それはわかるんです。それは私も認識していますけれども、提言書の、だから一つであるということに必ずしもならないんですよね。「大方の意見」ということと、それから「適当である」ということには、かなりの隔たりがあるわけですよ。

この中でいろんな意見があつて、例えば、魚市跡地の新築に賛成された方も非常に大勢おられます。しかし、大勢おられる中でも、その中にはいろんな疑問符であるとか、質問であるとか、懸念事項とかいっぱいあつたはずなんですね。そういったものを飛び越えて「適当である」というふうな結論というのは、これは行き過ぎじゃないかというふうに思います。

もう一つ、3 ページの上から 3 行目、「長崎市の総合的なまちづくりの一翼を担うものとして整備できること」と、これはその前に「魚市跡地での庁舎建設は新長崎駅と直結して目指すべき機能を備えた県庁舎を自由につくれ」というふうに書いてあるわけですが、これは当然グランドデザインのことを意識されているわけですよ。しかし、グランドデザインは県庁舎のための前提条件でも何でもないわけであつて、例えば、こういうことも考えられますという程度であつたと思うんです。それは前回、副知事もそのようにご発言をなさつたと思います。だから、グランドデザインと一緒にしたこういう記述の仕方というのは、これはもう踏み込み過ぎじゃないかというふうに私は思います。

○会長 それは一つの提言として我々がここで結論を出したのは、場所としては魚市跡地がいいのではなかろうかということでの、適当であるということでの結論に達したということでの提言でございますので、それに伴ひましてグランドデザインをどうするかと、その辺を一つの提言として掲げているわけでございます。

だから、問題は、皆様方がおっしゃっておられます 3 ページの下の方にも、「なお、商店街、自治会で構成された」云々とありますよね。そういったことで皆様方が出されたことについても検討した結果、この会としては、「魚市跡地が適当である」というふうな結論に達したわけでございますので、それをきちっと提言をするということでございます。

ですから、あれもあり、これもありと、そういった 3 つも 4 つもいろんなものをこの提言の中で最終的に結論を出すという場合には、それは必要ないと。ですから、それは一つの参考資料として、そういった意見がありましたということはつけて提言をしたいということなんです。提言は 2 つはございません。やっぱり 1 つにきちっとまとめていきたいというふうに考えております。

○副知事 事実関係で、先ほど委員のご発言の中で、懇談会のことが書かれてないんじゃないかというふうな話がありましたが、ちょっとそこだけコメントさせていただきます。

資料の 53 ページをご覧くださいますと、ここの懇話会の中で、懇談会のことも議論をさせていただきました。懇談会の経緯についても、こういう形で記載をさせていただいております。

それから、例えば、現地建替えのことについてのいろんな意見、ご提言についても、15 ページをご覧くださいますと、実際に現地建替え案に対する意見というふうなことも、どういふ意見があつたかということも全部まとめさせていただいておりますし、それから、「考える会」の皆様方がご提出いただいた建替え案についても、参考資料の中で全体を載せさせていただいております。それから、3 ページの下のところの※印の「なお」というところで、「考える会」意見につきましてもご議論があつた経過も書かせていただいております。

それから、ずっとそういう経過がないまま、いきなり結論を書いているんじゃないかというふうなご指摘でありますけれども、2 ページ、3 ページには、そういうふうな経過の

中で議論があったことも、こういう形の中で併記をさせていただいているというふうなことがございます。これが事実なので、ご参考までにお話をさせていただきます。

それから、グランドデザインのお話でしたが、私どもの受け止め方としてということでもありますけれども、例えば、同じように学校の耐震化でありますとか、道州制のあり方でありますとか、財政状況への影響でありますとか、県庁舎の問題を考える上では、単に県庁舎のことだけを議論するのではなくて、幅広い観点に立った議論が必要だということで、この委員会では資料をご要求いただいたというふうに思っております。

私どもは、それにお応えできるように、できるだけ幅広い議論をさせていただいたつもりでございます。特に、財政状況などについては、県庁舎の問題と不可分である。そういう中でまちづくりの問題も関連があるというふうな意味で、もちろん、問題としては直接前提状況になっていないというふうなことを私どもは申し上げましたし、それが事実でございますが、全く関係がない議論ではなく、まさに、そういう大きな、いろんな視点に立って県庁舎についてご議論いただいたというふうなことで書かせていただいているものだというふうに受け止めております。

○委員 改めて知事から諮問された諮問書というものを読んで、2,3 感じましたから、それを発表したいと思います。

この提言の冒頭に、県庁舎と警察本部庁舎とあるんですが、これは非常に紛らわしいですね。諮問は、県庁舎ということでやっているんですよね。そうすると、その後に警察本部庁舎とあるんですが、この警察本部庁舎というのは、これは抹消した方がいいのではないかと思います。

それから、3 段目から「これまでの経過があるが」ということで、今回なぜ諮問をしたのかという、その諮問の理由も諮問書の方に書いてあるわけですが、これも簡単につけ加えたらどうか。「今までの経緯はあるけれども、新しい状況の進展を踏まえて」とか、何かあるから諮問したんだろうと思うので、ここを簡単に触れる必要があるんじゃないかと思います。

それから、2 ページですが、「県庁舎の整備方法」とあって、先ほど議論がありました。3 段目の「現庁舎の耐震改修は、下記の理由から困難であると判断し、新たな庁舎の建設が適当であるとの結論に達した」とありまして、その後、「耐震改修は困難であると判断した主な理由」というよりは、なぜ新たな庁舎の建設が適当であるかという、その理由になるべきじゃないかと思うんです、ここは。だから、「耐震改修が困難であると判断した主な理由」というよりも、「新たな庁舎の建設が適当であると判断した主な理由」をここに述べるべきじゃないんですか。これが一番最大のポイントですよ。できない理由じゃなくて、建設する理由を書くんですが、その中に幾つか項目があって、ここの中、かなり時間をとって議論をしたんですが、その議論の中でいろいろ出てきました。

私も主張したんですが、現在、県庁舎建設整備基金が約 360 億円があるから、この財源があるから、これを使って新庁舎を建設してもいいんじゃないかというような、そういうこともあったので、そこの中にそのことについても触れるということ。

それから、道州制のことについてもいろいろ議論があったんですよ。道州制が将来なされても、長崎県の拠点となるものは必要であると、だから建設が必要であるというようなこともあったので、そういうことをもう一回検討されて、その中に触れていただければ

なというように思っております。

それからもう一つ、提言の書き方ですが、私たちは、あくまで諮問をされた項目、諮問事項についてきちんと誠実に答申するというのであれば、諮問事項が1、2、3とあるわけですね。これに応じてきちんと整理をした書き方が必要ではないか。例えば、7ページの「5 その他県庁舎整備に関し必要な事項」に「(1)事業手法の選定」とあるんですが、これは諮問書の中では、県庁舎建設の基本方針等に関することの中に入っているわけですね。ですから、もう一度、可能であれば、この諮問事項に応じてしていただきたいと思えます。

それからもう一つ、先ほどから議論になっています、3ページに「県庁舎整備計画を考える会」から出された代案について「※」で入っているんですが、この取り扱いをここに書くべきかどうか、あるいは会長が口頭で説明するのが適当なのかどうか、このところについて皆さんのご意見を聞いてみたいと思えます。また後で意見を述べさせてもらいたいと思えます。

以上です。

○会長 今おっしゃいました基本的な問題としては、諮問の項目に沿ってということでございますけれども、これまでずっと議論してきたことにつきまして、例えば、まず、県庁舎と警察本部の問題ですね、これは一体的な問題でございますので、県庁舎と警察本部の庁舎、あるいは議会棟、こういった3つのものにつきましては一体的なものでございますので、それをここで網羅的に、総合的に提言をいたしているわけでございます。

結局、問題は耐震化の問題、あるいは今の庁舎の老朽化、狭隘化、分散化の問題とかいろんなものがございまして、諮問は確かに3項目ございましたが、そういったものを皆様方の議論の中で経過を追いまして、このように整理をさせていただいたわけでございます。

そういったことで、もちろん、道州制の問題、その他等につきましても議論いたしましたので、そういったことにつきましても参考までにここに掲げているわけでございます。総体的に提言としては、今の県庁舎に関する場所の問題を含めたいろんなことにつきまして提言の内容としたものでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

事務局、何かありますか。

○知事公室長 まず、最初に出ました県庁舎と警察本部庁舎の書き方でございますけど、諮問では「県庁舎」と一括しておりましたが、ご議論の中とか県外を視察していただいた時とか、あるいは「備えるべき機能」の5ページにも出てきましたが、特に、防犯、交通安全、県民の安全、その一体という意味で、警察本部庁舎ということもあえて書いた方が、持つべき機能としてわかりやすいのかなということで挙げさせていただいておりますので、ご議論いただければと思えます。

それから、書き方でございますが、諮問の内容に沿って、それをさらにかみ砕いて、今、会長からお話がありましたが、いろんな議論の広がりがございますので、そこを全体的にセットで整理するというので、こういう出し方が逆にわかりやすいかなと思って出させていただいたところでございます。

あと、2ページのところで「耐震改修が困難であると判断した理由」に加えて、「新たな県庁舎が必要と思った理由」ということの視点で書くべきというご意見をいただきました。

た。1 ページの「現状認識」のあたりとか、「備えるべき機能」のところで、道州制とか触れて整理しておるつもりでございますが、必要な理由ということでどんなふうに書いたらもっとわかりやすくなるのか、またいろんなご意見をいただいて最終的には検討させていただきたいと思います。

○委員 先ほど諮問の内容に即してというところで思ったんですけど、7月12日に第1回の懇話会があった時の諮問の内容というのは、明確にその時点で産業が、中身がよくわかり得なかった、その中から議論が広がっていった。私どももその中から「県庁舎整備計画を考える会」としていろんな観点、財政のことや、長崎のまちづくりのことや、現在地での文化のこととか、そういったことから私どもは現在地建替え論というのを一部改築、一部現在地建替え、耐震ということで表現をさせていただいたわけです。

翻ってみますと、7月12日の第1回懇話会の時に、3つの諮問をされましたけど、知事が来られまして、「白紙はあり得ない」とか、「議会の思いは大変なものである」と、「二度議論していいのか」とか、いろいろとそういうことをおっしゃってから、この会はスタートしたわけです。非常にやっぱり発言しにくかった。

実際、県の皆さんたちは膨大な資料をたくさん出してくださいましたけど、本当にこの懇話会の皆さんたち、大変なことを今決めようとなさっていらっしゃるわけですけども、県が出された資料だけで、そして、それが正しいか、正しくないかは別としても、とにかくその一方的な中で、この回数で、この結論を「適当である」という提言書が、そのスタイルは別として、出ていくことに皆さんは異論はないんでしょうか。

私は、この提言の内容において、一気に「適当である」というふうに記載されているものに関しては、私の立場からいったら承服しかねるということを申し上げておきます。

○委員 今、委員が言われたことに私もほぼ同感です。私がさっきから言っているのは、まとめ方の方法が、今回、我々が7月以来ずっと議論してきて、確かに、公室長が言われるように、議論が広がったわけですね。議論が広がった中で、おそらく委員の方々は立場がいろいろあって、意見もいろいろございますけれども、ほとんどの方は、ベストソリューションが得られない問題だなというふうに感じられたんじゃないかと思うんですね。これが一番最適で、これがベストなんだということはおそらくなかったんじゃないか。どれかをとっても、どこかに欠点がある、どこかに長所がある、そういうものの繰り返しじゃなかったかというふうに思います。そういう中で魚市跡地というものが大方の意見として賛同を得た、これはわかるんです。

しかし、それに対しては、賛同された方の中にも、かなり疑問であるとか、懸念事項はあったと思うんですね。例えば、1月14日の長崎新聞に駅周辺の排水能力の問題が出ているわけですね。これは土木部長も認められたように、満潮時、確かに既存の排水施設は流れにくいと。だから、これを高める必要があって、じゃ、これは県庁舎の建築までにちゃんと間に合うんですかというような疑問も出ているわけです。そういったいろんな懸念事項もある中で、これが最適だというのは、この中の熱心な議論を反映したものにはなっていないんじゃないかと思うんですよ。

だから、むしろ一つに絞るんじゃなくて、これだけの意見が出て、こういう長所、短所があって、ただ、大方の意見としては、これになりました程度でとどめるべきではないかというふうに僕は思います。

○土木部長 今、ご指摘の中で駅周辺の排水の話がございましたので、改めてご説明をさせていただきます。

この排水というのは、長崎水害の当時に駅前で深いところでは水深 50 センチから 1 メートルぐらいの水が浸かったと、そういったことについてのお話でございますが、長崎水害後には、長崎市の方で雨水管渠を整備しております。水の集まる面積が 20 ヘクタールから 5 ヘクタールに、4 分の 1 に縮小しております。既存の管渠についても増設をいたしました。しかしながら、満潮時には最終的な排水管の末端の部分が海の中に浸かるということから、そういう状況の中では水が流れにくくなるというふうにご説明をしております。

ただ、その際には、今後の計画のご説明を申ししておりまして、今後、駅周辺では土地区画整理事業、連立立体交差事業が入ってまいります。具体的に長崎市の方で土地区画整理事業に関連して、管径でいきますと 2 メートル×2 メートルの管渠を区画整理の中に入れる排水計画が駅周辺部を含めて既に計画されておりますので、そういったことが実施されることによって、より排水能力が高まり、駅周辺の洪水に対する安全度、排水に対する安全度はさらに高まるものと考えております。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

先ほど来からのご意見でございますが、それぞれ皆様方、意見がございました。ですから、そういったもろもろの意見をこの提言の中にあれやこれや盛るわけにはいかんわけでございますから、それはあくまでも意見として後の方につけております。提言の中にも一部入れております。

そんなことで提言としては一定の、この会としては一定の結論を出さないと提言になりません。そんなことでこのような文章になっているわけでございますので、その辺はよろしくご理解のほどお願いいたします。

○委員 私は何回か欠席して、しかし、議事録はきっちりと見せていただいております。これまでの議論をずっと見てきた中で、最後まで疑問を持ちながら、ほとんどの方が 100% この案に賛成とか、そういったすべて確信を持ってきたわけではなくて、疑問を持ちながらやってきたということは、ちょっと言い過ぎではないかなという気がいたしております。

私は、最初からこの内容をずっと読ませていただいて、やはりこうあるべきだということを常に思っておりましたので、最終的にはこのような提言に絞っていくべきだと。やはり提言を受けた方が判断に迷うような、そういった提言というのが一番悪いやり方ではないかなと。やはり最終的には一本に絞っていく。その中で最終的に財源とか、いろんな専門的な問題を考えながら実現に向かって運んでいくというやり方をやっていただきたい。正反対の意見を両論併記して、あとは適当にそっちで判断してくださいという提言の仕方というのは一番悪いんじゃないかなというふうに思っておりますので、この提言案に賛成です。

○委員 8 回目を迎え、いろんな意見、議論等が出てまいりました。しかし、私はやはり場所の選定にしても、与えられた、限られた環境の中で最善を尽くす、最適は何かというようなことであれば、今、集約された最終的な場所の選定というのは魚市跡地が最適じゃ

ないかと。反対の方々は、はっきり反対とどんどん言えますけども、空気の中では、この地をおいてないなというのがほとんどの意見ではないかというふうに思っております。与えられた、限られた環境の中では、この提言どおりが一番いいというふうに思っております。

○会長 ほかにございませんか。

○委員 今、現庁舎の現状認識、整備方法、建設場所等々について出ておりますが、私どもは、第1回の知事からの、平成20年7月12日に諮問をお願いするというので3点の事項がございました。1点目は庁舎に関することと、2点目には基本方針、3点目にその他の県庁舎整備に関する必要事項ということで、諮問を受けました私どもは、なるほどと、県庁舎は建築後55年を経過して非常に老朽化しているということと、加えて狭隘、分散化、職員の方々も大変な状況の中で不便を来しているということ。そのことで私どもは、佐賀県、熊本県、鹿児島県を視察いたしまして、現状で本県庁を見た時に、他県では地震が多発していると。いざ災害の時に現庁舎で対応できるかということで、耐震性も私どもは対応せにゃいかんということで、先ほどからいろんな問題が出ておりますけれども、百年に一度の不況時になぜやるのかということに対しましては、平成元年にあった時にも県庁舎の整備基金のことも私も条例に対していろいろ意見を出しました。現在、368億円ぐらいの基金が設置されておりますので、そういう面で財政面については心配ないんじゃないかと。

あと心配なのは、最近、議会の特別委員会でも液状化の問題が出ておりましたけれども、四千何百本の杭を打って地盤固めするというのも聞いておりますので、私はその点は信用して取りかかっているんじゃないかということで、今、いろんな意見が出ましたけれども、凍結については、現在地という意見が出ておりますのでね、私は、この文言を了として、その点については賛意を示しておきたいと思えます。

以上です。

○委員 最終的な提言をまとめられましたけれども、文章上のことで今の点のご理解が得られてないんじゃないかなという気がいたします。

まずは、提言するというのは、何々を提言するという形で結ばないといけませんから、2ページ目の第1番目、「県庁舎の整備方法については、……との結論に達した」と、これは経過報告であって提言にはなっていないと考えますので、ここの文章をこういう形にすればいかがかと考えます。「新たな庁舎の建設が必要であると考える」と。「適当であるという結論に達した」と、そうかもしれませんけれども、「必要であると考える」と。

2番目のところにつきましては、同じように「下記の理由から長崎魚市跡地が適切であると考える」と。そういうふうな表現にしたら、以下のそれぞれの項目についての提言とも、「何々であるべきこと」とか「あること」ということとマッチするんじゃないかと思えますので、修正をお願いしたいと思えます。

○会長 ありがとうございます。それはまた私の段階で適切にしたいと思えます。

以上です。

○委員 話は当初からあっていることなんですけれど、この懇話会が始まった当時、この懇話会の存在そのものの意義についてでありますけれど、大体どういうための懇話会であるのかということが議題に上っていろんな意見が出たことを覚えております。

その中で私が申し上げたことなのですが、100人の委員がおって一つの意見にまとまるということは絶対それは不可能ですよ。最終的には民主主義のルールにのっとって多数決ということになるんでしょうけれど、この懇話会は議決機関でもありませんし、最終的には議会なりが決めることであると。

ただ、懇話会に諮問をされて、懇話会の中で懸案事項について徹底的に討論を交わして熱っぽい意見を交換しながら、大方の空気が大体こういう空気なんだというものが大体見えてくるだろうと。私は、委員の方が熱心に討議をされまして、大体そういう方向で進んだなという思いを持っております。ですから、それがこの懇話会の大勢の意見であるということは、もう間違いないんじゃないかなと。

しかし、少数意見もあることは事実でして、それはそれで尊重されるべきであるとは思いますが、やはり大きな流れがそこで、だれが見たって、やっぱりそうやあもんなと、多少いろいろ文句もあるし、欠陥もあるようだけれども、しかし、それは根幹を揺るがすような大きな問題じゃなさそうだし、ある程度技術的なことは、最近、技術も相当進んでますし、そういうことを完璧にやってもらえば不安はないんじゃないかということで解決できる問題だと思います。

ですから、そういう意味のこれは答申じゃないかなというふうに思うんですね。

思い出すのは、昔、東京都知事に美濃部さんという方がおられて、1人でも反対があったら橋はつくらんという有名な話がありますけれど、1人でも反対があるから何もせん方がいいという意見は、これはちょっと住民サービスにはなりませんし、そういう考え方は私はくみしない立場ですから、やっぱり大方の意見を尊重するという方向で進めてもらいたいなというふうに思うんですね。

それで、「最適である」という言葉の話がちょっと出ましたけれど、平成9年ですか、前知事の、固有名詞を出して申しわけないんですけど、前の知事が平成9年に「魚市跡地が最適地である」ということを発言されているんですね。ですから、その当時から「最適地」という言葉は残されたんじゃないかなと、表面に出てきた言葉じゃないのかなというふうに思うんですけど。

現在地、県央、あるいは魚市跡地と場所については3つの案がありましたけれども、3つの中ではいろんな角度から考えても、やはり魚市跡地が、まあ、「最適地」という言葉は迂闊には使えないかもしれませんが、やっぱり適地といえますか、ふさわしい土地ではなかろうか、率直に言いましてそういうふうに思います。

ですから、そういう意味で、この提言の案につきましては、会長さん、相当努力されて、表現にも相当神経を使いながらまとめられたと思うので、私は、これは異議はありません。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○委員 私も、今日は急に出て来いということで出てきたんですが、この提言の案の内容に関しては、異議ございません。小さく見ていくといろいろな問題があるかもしれませんが、大まかな筋としては、これでいいのではないかと思います。

○会長 ありがとうございます。

○委員 もう一つ、先ほど文言が足りませんで、先ほど委員の名前を言って失礼ですけれ

ども、百年に一度の不況ということも出ましたけれども、私、今こそ、かつて 1943 年にルーズベルト大統領がニューディール政策を打ち出したように、昨日もアメリカのオバマ大統領が 73 兆円の公共投資を打ち出したということで、私は、この三百なにがしを庁舎に投資することによって相当な雇用が生まれ、これを投資することによっていろんな消費が生まれる、一つの景気対策と。平成 21 年には用地が完成しますので、今こそ英断を下してやるべきという結論を私はしております。

以上でございます。

○委員 7月12日に諮問を受けて、それに関して7回までずっと審議をやってきて、そして、その内容については13ページから「委員からの意見」ということでずっとまとめてあるんですけども、一つその中で、例えば15ページに「耐震改修に関する意見」ということで、一番下の「会長まとめ」というところにゴシック字で「県庁舎の耐震改修は困難であることが皆さんの大方の意見である」という、そこに意見が述べられてあるのであって、これをわざわざ会長自らまとめというのを記載する必要はないのではないかなと思うんですけども、それをあえて強調されているというのが何かあるのでしょうか。ほかにも何点か「会長まとめ」というのが。

○知事公室長 意見につきましては、冒頭申しましたように、これまでの経過の中でいただいたご意見を後半にできるだけ取りまとめたいということで上げておりますので、その議論の経過の中でこういう意見、会長の整理がされて、次に議論が進んだという経過がございましたので、そういう意味で会長の整理も入れさせていただいたところでございます。

○委員 賛成か、反対かという話がいろいろ出ておりますけれども、自分がどう思っているかともし聞かれたら、私は、魚市跡地の埋立地の地盤の強度、先ほどもある委員さんがおっしゃいましたけど、本当にこれは建築をする方にお任せをする以外にはないと。

もう一つは、予算が決まっているわけですが、絶対決まっていませんけど、大体積み立ては決まっていると。その範囲内から大幅に、極端にずれないことですね。

ただ言えることは、前に建築関係の委員さんが言われましたけど、やっぱり長崎だから、長崎らしいデザインというのが必要じゃないかなと思います。

それと、委員さんから言われた話をまだそのままほうってあるんですけども、耐震改修が困難であると判断した理由というんじゃなくて、新しくつくる理由というのをすべきじゃないかという話があったんですけども、確かに考えてみたら、駐車場が狭いとかどうとかというのは、実際、耐震改修に問題ないわけですよ。この辺を2つの項目に分けて、耐震がこうであったから新たに新しくつくるという理由にくっつけてもっていった方がいいんじゃないかなと思います。

それともう一つ、私がものすごく、これは早くすべきだなと思った理由は、やっぱり途中からランドデザインというのが出てきましたよね。私は、やっぱりグラバー邸があって、原爆記念館、記念像があったりして、長崎の観光とかですね。私も観光というテーマで島原の方でやっているものですから、やっぱり長崎に出島の跡地ぴしゃっとして、県庁の跡地を、どういう予算があって、どうなるか知りませんが、やっぱりもつとぴしゃっとしたものにして、来年ですか、大河ドラマもあったり、いろんなテーマもありますから、ぜひこのランドデザインというものに期待したいですね。

それと、根本的に思ったのは、いつ地震が来るかわからないというのに、あんな県庁そのものをほうっておくんですかと。実際、2日ほど前に島原の市役所に行ったんですが、あそこはもっとびっくりしました。県庁のあれに来よつとだけど、島原の話もまたせにやいかんですねと。ここに委員もおられますけど、びっくりしました。ただ、歴史的な建物だから、周りを囲って残そうかというものの考え方も実はあります、ここの中には。だけでも、そこで働いている職員の方々が、もう狭い中でされていて、うちの事務所に来てみんですかというぐらい、うちも汚いんですけども、やっぱり仕事をしやすい環境をつくるべきだということと、根本的に、いつ地震が来るかわからないということをもう一回皆さんも考えてもらって話を進めていくべきじゃないかなと私は思っています。

○会長 ありがとうございます。

大体ご意見はいろいろ賜りました。確かに…。

○委員 この提言は、県民の皆さんにお示しするわけですよ。そうすると、県民の皆さんが読むには、わかりやすく簡潔にというのはしなきゃいけないので、少し気づいたところ。これは文章表現になりますが、1ページの提言の「まえがき」の部分ですが、これはずらっと一文になってますね。ですから、ここをちょっと変えてください。

それから、3ページの真ん中の「県央地域への移転」、こここのところもずらっと一文なんです。

それから、5ページの真ん中の②のところ、「防犯、交通安全のために迅速かつ的確…」、こここのところもずらっと一文なんです。非常に読みにくい、わかりにくいということですから、その辺を配慮してください。

それから、文章そのものの表現にもいろいろと同じ言葉を使ったり、非常に理解に苦しむところが少し見受けられますので、もう一度、その辺も見直しをしてすっきりした形で県民に提示をしてほしいと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

この提言につきましては、いろんなご意見がございました。最終的にこのご意見、今の書き方、その他もございましたけれども、本日、皆様方のそういったご意見をいただきましたけれども、本日の議論を踏まえまして、私と副会長で最終的な提言として調整をさせていただきたいというように思っております。

会議の冒頭でお話いたしましたように、でき得れば提言案の取りまとめにつきましては、私に一任をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 それでは、ただいま委員の皆様方のご了解をいただきましたので、私が最終的に提言として取りまとめをさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

次に、議題の2でございしますが、「その他」に入らせていただきます。

知事への提言の提出につきましてお諮りいたしますが、最終的な提言の取りまとめにつきましては、私の方で行わせていただきますが、その取りまとめを1月中に行い、2月上旬に知事へ提言を提出することで今後調整をいたしたいと思っております。また、知事への提出

は、私と副会長で対応させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 ありがとうございます。ただいま、この提言の提出についてご了承いただきました。

設置要綱第4条で、今懇話会の任期は、県に提言を行うまでとなっておりますので、懇話会の開催は本日が最後となります。懇話会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

長崎県県庁舎整備懇話会の閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本懇話会は、知事からの要請を受けまして、県庁舎整備の基本的な事項について意見を述べるため、平成20年7月12日に設置をされました。その後、九州の他県の庁舎の調査を含め、8回の会議を開催し、知事から諮問された事項について検討を行ってまいりました。この間、委員の皆様方には、大変ご多忙の中に、また、朝早くからご出席をいただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

この懇話会の運営に当たりましては、会長として、委員の皆様がそれぞれの立場から自由に積極的なご発言をいただけるよう心がけてまいりました。そして、皆様の識見と経験に基づいて活発な議論が行われたものと考えております。

その結果、ご議論いただきました成果を提言として取りまとめることができる運びとなりました。これもひとえに委員の皆様のご熱意とご努力のたまものでございまして、深く感謝を申し上げます。

今後、県におかれましては、県庁舎整備の基本方針や基本構想等を策定されるに当たりまして、本懇話会の提言の趣旨を十分に踏まえていただき、これからの県政推進に資することのできる新しい県庁舎として整備を進めていただくことを切に願うところでございます。

終わりに、本日ご出席の皆様方の今後ますますのご健勝、ご活躍を心から祈念申し上げまして、最後の私のごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。（拍手）

閉会に当たりまして、副知事からごあいさつをいただきたいと存じます。

○副知事 それでは、閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

委員の皆様方には、昨年の7月からご議論をいただきまして、しかも、各界各層を代表する37名の大変お忙しい皆様方でありましたので、会議が平日という形ではなくて土日を使っていただきながらご議論いただいたというふうなことで、皆様方に大変なエネルギーをかけていただいて、いろんなことを犠牲の上にご議論いただいたということを、この場をお借りしてお詫び申し上げますし、また、深く感謝申し上げます。

特に、37名の委員の皆様方の中には、東京などからご参加いただいた3名の委員もごいます。今日も、新上五島町長さんもおいでくださっております、離島からも来られておりますし、佐世保市長さん、波佐見町長さんも、県北からも何人もご参加をいただいております。五島から、あるいは東京からわざわざこの会議に、しかも、こういう形で8回もご議論いただくというのは大変なご苦勞、あるいはいろんなことを犠牲にして参加していただいたと思っております。

そういう中で、きょうも非常に活発なご議論をいただきました。一つ一つこの提言の中にもいろんな形で、ここでご議論いただいたことは最大限のものが盛り込まれていると思いますけれども、言外にもいろんなご議論があったことを私どもは重く受け止めて、皆様方のここに向けていただきました情熱と、皆様方の思いというものを必ずや県民の幸せにつなげていくというのが私ども執行部に課せられた課題だというふうに思っております。

今後、委員長、副委員長できょうのご議論を踏まえて最終的にまとめていただきまして、その上で知事に提言をしていただくというふうなことでございますが、その上でこれからもまた議会の方でも議論が深まってまいりますので、私ども、皆様方の意見を重く受け止めて、県民の幸せのため、県勢の発展のためにつなげてまいります。これからも県庁舎の議論はずっと続いてまいりますので、引き続き、皆様方からご指導、ご鞭撻をいただければと思います。

きょうは、雪がこういう形で降っておったんですけれども、晴れておりますが、ただ、山間部の方ではまだ雪が積もっているようでございますので、くれぐれも足元にお気をつけいただいて、皆様方、各界でまたご健勝でご活躍されますことを祈念申し上げまして、御礼の言葉とさせていただきます。皆様方、本当にありがとうございました。（拍手）

○会長 委員の皆様方には、7月12日に懇話会を設置して以来、長い期間にわたりまして大変ご熱心にご参加いただき、ご議論いただきました。心からお礼申し上げます。以上をもちまして、長崎県県庁舎整備懇話会を終了いたします。ありがとうございました。

（閉 会）